

都道府県公害審査会の動き

(令和7年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
広島県 令和6年(調)第2号事件 (広島県令和5年(調)第3号事件への参加)	養鶏場からの騒音・低周波音・悪臭被害防止請求事件	R6.6.14
千葉県 令和6年(調)第1号事件	薪ストーブ煙害被害防止請求事件	R6.10.9
岩手県 令和6年(調)第1号事件	駐車場からの大気汚染等被害防止請求事件	R6.11.29
群馬県 令和6年(調)第1号事件	隣地事業場からの騒音等被害防止請求事件	R6.12.10
愛知県 令和7年(調)第1号事件	駐車場からの騒音被害防止請求事件	R7.1.17
奈良県 令和7年(リ)第1号事件	一般廃棄物焼却処理施設移転等請求事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	R7.1.20
熊本県 令和7年(調)第1号事件	工場からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R7.1.20
大阪府 令和7年(調)第1号事件	トラック騒音被害防止請求事件	R7.2.3
富山県 令和7年(調)第1号事件	屋外遊技場からの騒音被害防止請求事件	R7.2.6
神奈川県 令和7年(調)第1号事件	近隣道路からの振動被害防止請求事件	R7.2.10

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
山梨県 令和6年（リ） 第1号 [焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件]	山梨県 住民1人	食品販売会社	令和6年8月9日受付 令和6年2月27日に調停が成立した「山梨県令和4年（調）第1号事件（焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件）」について、令和6年8月9日、申出人から、調停条項第3項（2）で定められた措置が講じられていないため、義務履行勧告を求める申出があった。	令和6年9月9日 履行勧告 知事は、審理の結果、被申出人に義務の履行について勧告し、本件は終結した。
京都府 令和5年（調） 第2号事件 [エアコン室外機からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件]	滋賀県 住民1人	介護事業者	令和5年7月10日受付 （1）被申請人は、申請人に対し、損害賠償として、金110万円を支払うこと。 （2）被申請人は、騒音振動対策として、発生源を明らかにするとともに、エアコン室外機を撤去するか、効果的な防音・防振工事などの公害防止対策を行うこと。	令和6年10月25日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
奈良県 令和6年（調） 第1号事件	奈良県 住民1人	株式会社	令和6年8月22日受付	令和6年11月25日 調停打ち切り

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件]			被申請人所有のビニールハウスに設置されている大型モーターの運転を停止すること	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
神奈川県 令和6年（調） 第3号事件 [近隣事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	神奈川県 住民1人	建材資材販売会社	令和6年8月21日受付 (1) 被申請人は、被申請人の事業所から、申請人の居住地に65dBを超える一切の騒音（トラックの走行自体から発生する音を除く。）を到達させてはならない。 (2) 被申請人は、申請人に対し、損害賠償として金員を支払うこと。	令和6年12月10日 調停成立 調停委員会は2回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。
滋賀県 令和3年（調） 第1号事件 [クリーニング工場からの騒音等被害防止請求事件]	滋賀県 住民1人	クリーニング会社	令和3年8月4日受付 (1) 被申請人は、被申請人本社工場が発する騒音が申請人の自宅において環境基準以下となるよう対策をとること。 (2) 被申請人は、被申請人本社工場が発する低周波音が、申請人の睡眠障害を起こさない程度になるよう対策をとること。	令和6年12月16日 調停成立 調停委員会は、7回の期日を開催することにより手続を進めた後、当事者に対し、調停案の受諾勧告行ったところ、当事者双方から受諾しない旨の申出はなく、

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
				当事者に対して合意が成立したものとみなされた旨を書面で通知し、本件は終結した。
大阪府 令和6年（調） 第4号 [排水管布設替工事現場からの騒音・振動被害防止等請求事件]	大阪府 住民1人	A町長 （排水管 布設工事 発注者）	令和6年8月14日受付 （1）被申請人は、騒音及び振動について、正しい知識と理解が行えるよう職員へ教育を施し、問題発生時に適切な判断と十分な対応ができ、かつ問題を未然に防げるようにしなければならない。 （2）被申請人は、騒音及び振動について規制基準内にとどまるだけでなく、個別の事情をもって適切に対応できるよう、騒音及び振動を適切かつ最適な方法を用いて計測・記録・分析し、それらをもって現場を改善する体制を備え維持しなければならない。加えて、これを可能な限り軽減するよう防音シートやパネル設置などの対策を講じなければならない。 （3）被申請人は、工事や作業においては騒音や振動のモニタリングを実施し、それを記録し、インターネットをはじめとした方法をもって遅滞なく誰もが閲覧可能な状態で公表しなけ	令和7年2月5日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ればならない。 (4) 上記措置が講じられるまでは工事や作業を中断しなければならない。 (5) 上記措置をとらない場合は、1 週間の猶予期間後、工事や作業の一切を中止しなければならない。	
茨城県 令和 6 年（調） 第 2 号 [鉄道騒音・振動 被害防止等請求 事件]	茨城県 住民 1 人	鉄道会社	令和 6 年 6 月 24 日 受付 (1) 鉄道車両による騒音、振動によって十分な睡眠が確保できない。ストレス、精神的な苦痛の除去を求める。 (2) 車両スピードの減速により騒音、振動の低減を実現させ、日常生活環境の改善を求める。具体的には、現在、申請人宅付近を通過する下り列車を、上り列車並の速度、騒音、振動とすること。 (3) 列車走行により発生する騒音や振動の正確なデータを取得すること。 (4) 騒音、振動調査を専門機関に委ねる。 (5) 被申請人側で被害の現状を体験する。 (6) 被申請人側の発言の訂正、撤回を求める。	令和 7 年 2 月 12 日 調停打ち切り 調停委員会は、2 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
愛知県 令和6年（調） 第2号事件 [高等学校からの騒音被害防止 及び損害賠償請求事件]	愛知県 住民2人	県教育委員会、B 高等学校、C高 等学校	令和6年2月8日受付 (1) 被申請人らは、愛知県立B高等学校、C高等学校より発せられる騒音をA市条例の規制基準値以下にすること。体育館の騒音は音量が低音量でも耳障りな音質のため、建物の外に音が漏れないようにすること。 (2) 被申請人らは、(1)項の対策が実施できるまで即刻屋外バレーボールコートと校舎北側体育館を使用しないこと。 (3) チャイム、放送等の音量は即刻敷地境界で、A市条例が定める規制基準値以下になるようにすること。 (4) 楽器、太鼓、合唱、大声など校内で発せられる音を敷地外に漏らさないこと。やむを得ない場合は、A市の定める条例の規制数値以下にすること。 (5) 調停に係る費用を支払うこと。 (6) 慰謝料を支払うこと。	令和7年2月13日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
三重県 令和6年（調） 第2号事件 [金属建材製作工場からの騒音・悪臭・粉じん被害防止及び損害賠償請求事件]	三重県 住民2人	金属建材製作会社	令和6年4月10日受付 (1) 被申請人は就業時間を8時30分から17時15分までにすること。 (2) 被申請人は、騒音の規定値を超過しないよう対策を講じること。 (3) 被申請人は、シンナー（悪臭）や塗料（粉じん）が外部に拡散しないよう対策を講じること。 (4) 精神的苦痛に係る費用として慰謝料を支払うこと。	令和7年2月14日 調停成立 調停委員会は、2回の期日を開催することにより手続を進め、調停案の受諾の勧告を行ったところ、当事者双方から受諾しない旨の申出はなく、当事者に対して合意が成立したものとみなされた旨を通知し、本件は終結した。
広島県 令和5年（調） 第2号 [認定こども園からの騒音被害防止請求事件]	認定こども園	広島県 住民1人	令和5年4月14日受付 (1)申請人と被申請人において、調停委員会の協力のもと、現在の騒音に関する事実関係（等価騒音レベルの算定等）を確認すること。 (2)事実関係を踏まえ、申請人と被申請人の協議の上、騒音対応策を決めること。	令和7年2月21日 調停成立 調停委員会は2回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 令和6年（調） 第1号 [薪ストーブ煙害 被害防止請求事 件]	千葉県 住民2人	不動産会 社	令和6年10月9日受付 被申請人が社屋内に設置してい る薪ストーブの使用を止めるこ と。 使用を止めることができない場 合は、費用負担は双方応分のも のとした上で、薪ストーブを撤 去すること。	令和7年2月27日 調停打ち切り 被申請人が調停に 応じない態度を明 確に示しているた め、調停委員会 は、これ以上手続 を継続しても合意 が成立する成立の 見込みがないと判 断し、期日を開催 せずに調停を打ち 切り、本件は終結し た。
東京都 令和6年（調） 第1号 [印刷機等からの 悪臭防止及び損 害賠償請求事件]	東京都 住民1 人、部屋 の共同使 用者	印刷工場	令和6年9月30日受付 (1) 悪臭防止法の規制を超え る悪臭を、敷地境界及び申請人 宅内に到達させないよう適切な 対策をとること。とりわけ夜間 の機械運転を含む作業を行わな いこと。 (2) これまでの悪臭により生 じた健康被害に係る損害につき 相当の賠償をすること。	令和7年2月27日 調停取下げ 調停委員会は、2 回の調停期日の開 催等手続を進めた が、申請人側から 調停申請を取下げ たため、本件は終 結した。
神奈川県 令和6年（調） 第1号事件	神奈川県 住民1人	神奈川県 住民1名	令和6年3月19日受付	令和7年3月3日 調停打ち切り

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[隣家からの騒音 被害防止等請求 事件]			申請人が現住所に引っ越して来て以来、オール電化の被申請人が約12年間に渡って使い続けているヒートポンプシステム及び換気扇の昼夜を問わない運転による騒音と低周波の振動による睡眠障害及び痙攣や吐き気や耳鳴りや心臓部腹部への圧迫感や手足の神経の痛みや息切れなどの不定愁訴の不快症状を伴う甚だしい体調不良を去年末から自覚症状として来している今の現状を、被申請人に運転を停止してもらったり、システムの時間設定や強度を変えてもらったり、それと連動して使われている換気扇の長期使用によって摩滅しているだろうモーターなどの部品や老朽化しているヒートポンプシステムの給湯タンク及びヒートポンプ一式の商品自体を買い替えてもらうというような、ありとあらゆる可能な対応手段で現状の被害状態を変更していただくこと。 そのためには何より被申請人自身が、ヒートポンプシステムやそれに付随して換気扇を使用している自分たちが申請人にとんでもない迷惑を掛け続けている現状を自覚していただき、自ら率先して現状を変更しようとする意思を持ってもらうことが必要である。そうすることで、で	調停委員会は、今後の進行について協議したところ、被申請人は調停に応じる姿勢が見られないことから、これ以上手続を継続しても合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			できればお互いが協力し合いながら双方にとって良い解決に至る方策を考え、それに基づいてできるかぎり争いごとにする事なく円満解決に至ること。	

(注) 上記の表は、原則として令和7年1月1日から令和7年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第121号 令和7年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。